

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 事業者

事業者の名称	公益社団法人 長野県看護協会
法人 所在地	松本市旭 2 - 1 1 - 3 4
法人 種 別	公益社団法人
代表者 氏名	会長 松本 清美
電 話 番 号	0 2 6 3 - 3 5 - 0 4 2 1

## 2. 運営の目的と方針

居宅介護支援等の実施においては、利用者の心身の特性及び家族の介護力を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の維持、回復を目指して支援してまいります。利用者の意向及び人格を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的、効率的に提供されるように配慮し、特定の種類や特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行います。また、関係市町村や地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等と連携をとりながら、適切に支援を行います。

## 3. 居宅介護支援の内容・提供方法

### (1) 「居宅サービス計画」の作成

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者及び家族への情報提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行います。また、利用者は複数の事業所の紹介を求める事、選定理由を求めることが可能です。
- ③ 提供されるサービスの達成目標、達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛りこんだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画書の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文章（署名等）による同意を得ます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

### (2) 経過観察、再評価

居宅サービス計画作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更

の支援、要介護認定区分変更申請の支援等必要な対応をします。

#### 4. 概要

##### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	木曾ケアマネジメントオフィス
所在地	木曾郡木曾町日義 4852-1
介護保険指定番号	2072600188
サービス提供地域	木曾郡

##### (2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者名	事業者指定番号
訪問看護	木曾訪問看護ステーション	2062690017

##### (3) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の運営及び業務全般の管理 居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上

##### (4) 勤務体制

平日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時15分 但し12月29日～1月3日、祝・休日を除く
土、日、祝・休日	休日 (緊急時対応あります)

##### (5) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	MDS-HC 等を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

## 5. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

### (1) 当事業所相談窓口

相談窓口	木曾ケアマネジメントオフィス
担当者	宮下 節子
電話番号	0264-21-1200
対応時間	午前8時30分～午後5時15分 (平日)

### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

### (3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

### (4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

#### 外部苦情相談窓口

木曾広域連合 健康福祉課	電話 番号	0264-23-1050
	ファックス番号	0264-23-1052
長野県国民健康保険 連合会事務局	電話 番号	026-238-1550
	ファックス番号	026-238-1581

## 6. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

### ① 事故発生への報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに木曾広域連合（保険者）に報告します。

### ② 処理経過及び再発防止策の報告

- ① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し木曾広域連合（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 7. 緊急時の対応方法

事業所はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 8. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業所は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 9. 他機関との各種会議等

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

## 10. 秘密の保持

- ① 事業所は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしませんが、医師やサービス事業者との連携をはかり、利用者のサービス向上の話し合いには使用させていただきます。また、退職後も情報は漏らさないように徹底します。
- ② 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

### 11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的  
に実施します。

### 1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- ⑤虐待を発見した場合は、市町村への通報をさせていただくことがあります。

### 1 4. 第三者による評価について

当事業所は第三者による評価は受けていません。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。  
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業所名 木曾ケアマネジメントオフィス

所在地 木曾郡木曾町日義 4852-1

管理者 宮下 節子 ⑩

説明者 宮下 節子 ⑩

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 ⑩

代理人

住所

氏名 ⑩  
(続柄 )

## 利用料金及び居宅介護支援費

## 居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分	要介護 1・2	1,076 単位
		要介護 3・4・5	1,398 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	539 単位
		要介護 3・4・5	698 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 40 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	323 単位
		要介護 3・4・5	418 単位

## 利用料金及び居宅介護支援費 [減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

## 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算 (I)	病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
入院時情報連携加算 (II)	病院又は診療所に入院してから 4 日以上 7 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	100 単位
イ) 退院・退所加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	31%
通所介護	22%
地域密着型通所介護	24%
福祉用具貸与	74%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	社会福祉法人木祖村社会福祉協議会 48%	介護屋つむぎ 20%	木曽町ホームヘルパーステーション 18%
通所介護	サンシャインあてら 37%	デイサービスあい愛ケアセンター 25%	あい愛ケアセンター 22%
地域密着型通所介護	デイサービスセンターたのし屋 36%	フィジカル&メンタルヘルスケア彩里 31%	宅幼老所あがらんしょ 22%
福祉用具貸与	サクラケア 40%	介護センター花岡 30%	JA 木曽福祉用具貸与事業所 19%